

遺産影響評価の手順と体制についての基本的な考え方（素案）

- 遺産影響評価書は、開発行為等を行う事業者が作成し、ユネスコに届け出た世界遺産富士山の保存管理体制（富士山世界文化遺産協議会、富士山世界文化遺産学術委員会等）の中で、その内容の適正性を判断する。

- 明確に「負の影響がない」と判断できるものは、遺産影響評価書の作成は要しないこととし、その判断に当たっては、一次判断を市町村が行い、二次判断を富士山世界文化遺産協議会事務局（山梨県・静岡県）が学術委員会に設置する小委員会等と協議の上で行う。